

6 太監公示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された住民監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 6 年 2 月 15 日

太宰府市監査委員 吉野茂

第1 請求の内容

1 請求人

1名

住所・氏名

2 請求書の提出

令和5年12月22日

3 請求の要旨(原文のまま掲載。但し、個人名は非公開。)

1. 措置要求事項(事実証明書1、事実証明書3)

令和4年度政務活動費のうち、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例(以下、「政務活動費条例」という。)第6条の規定に違反して支出された755, 257円について政務活動費条例第9条に基づき返還を命ずるよう太宰府市長に対して勧告することを求める。

2. 請求の理由

令和4年度政務活動費のうち、政務活動費条例第6条の規定に違反して支出された政務活動費は、以下のとおりである。

(1) 会派名「公明党」(違反支出額249, 205円)(事実証明書4)

広報費(違反支出額249, 205円)

会派チラシ代(まほろば通信)に関する支出として、振込金額248, 325円、振込手数料880円の貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)が添付されているが、この振込が会派チラシ代(まほろば通信)に関する振込であることを証明する請求書などの書類が添付されておらず、会派広報誌まほろば通信の支出であることが確認できない。よって、政務活動費としての支出はできない。

(2) 会派名「宰光」(違反支出額134, 949円)(事実証明書2、事実証明書5)

ア 資料作成費(違反支出額3, 465円)

陶山良尚議員が支出したインク代としてベスト電器NEW太宰府店の領収書が添付されている。

しかし、領収書に宛名の記載がないために陶山良尚議員の支出であることが確認できない。よって、政務活動費としての支出はできない。

イ 資料購入費(違反支出額131, 484円)

「政務活動費の使途基準について」(以下、「政務活動費使途基準」という。)

によると、新聞代を資料購入費とすることができるのは、2社以上の新聞を購入する場合に1社だけである。陶山良尚議員、原田久美子議員、入江寿議員ともに新聞1社の領収書しか添付されておらず2社以上の購入が確認できない。よって、資料購入費とすることはできない。

(3) 会派名「新風」(違反支出額103, 200円)(事実証明書2、事実証明書6)

資料購入費(違反支出額103, 200円)

政務活動費使途基準では、新聞代を資料購入費とすることができるのは、2社以上の新聞を購入する場合に1社だけである。門田直樹議員、船越隆之議員、今泉

今泉義文議員とともに新聞1社の領収書しか添付されておらず2社以上の購入が確認できない。よって、資料購入費とすることはできない。

- (4) 会派名「令和宰光」(違反支出額72,000円)(事実証明書2、事実証明書7)
資料購入費(違反支出額72,000円)

政務活動費使途基準では、新聞代を資料購入費とすることができるのは、2社以上の新聞を購入する場合に1社だけである。宮原伸一議員、今泉義文議員とともに新聞1社の領収書しか添付されておらず2社以上の購入が確認できない。よって、資料購入費とすることはできない。

- (5) 会派名「太宰府市民の声」(違反支出額4,722円)(事実証明書8)
資料作成費(違反支出額4,722円)

事務用品(インク代)としてベスト電器NEW太宰府店の領収書が添付されているが領収書に宛名の記載がないために「太宰府市民の声」の支出であることが確認できない。よって、政務活動費としての支出はできない。

- (6) 会派名「未来のまち」(違反支出額102,850円)(事実証明書2、事実証明書9、事実証明書12)

ア 資料作成費(違反支出額5,231円)

事務用品(インク代)としてベスト電器NEW太宰府店、ルミエール太宰府店、テックランド筑紫野店の領収書が添付されているが、領収書に宛名の記載がないために「未来のまち」の支出であることが確認できない。よって、政務活動費としての支出はできない。

イ 資料購入費(違反支出額97,619円)

政務活動費使途基準では、新聞代を資料購入費とする能够性があるのは、2社以上の新聞を購入する場合に1社だけである。木村彰人議員は、新聞1社の領収書しか添付しておらず2社以上の購入が確認できない。よって、資料購入費とすることはできない。

また、政務活動費使途基準では、週刊、月間等の新聞は対象外とすると規定されている。森田正嗣議員が購読している日本教育新聞は、週刊である。よって、資料購入費とすることはできない。

書籍のうち、領収書⑯乃至⑰及び⑱は、領収書に宛名の記載がないために「未来のまち」の支出であることが確認できない。よって、政務活動費としての支出はできない。

領収書⑯は、購入内容が不明である。よって、政務活動費としての支出はできない。

- (7) 笠利毅議員(違反支出額61,321円)(事実証明書2、事実証明書10)

ア 資料作成費(違反支出額1円)

令和5年3月29日発行の領収書の事務用品(インク代)10,703円の30%は、3,211円ではなく3,210円である。よって、1円の返還を求める必要がある。

イ 資料購入費(違反支出額61,320円)

政務活動費使途基準では、新聞代を資料購入費とする能够性があるのは、2社以上の新聞を購入する場合に1社だけである。笠利毅議員は、新聞1社の領収

書しか添付しておらず新聞2社以上の購入が確認できない。よって、資料購入費とすることはできない。

また、自治体議員政策情報センター虹とみどりの会費は、領収書で2023年の会費となっており、令和4年度の政務活動費として支出できるのは、令和5年1月～3月分の会費5,000円だけである。残額の令和5年4月～12月の会費15,000円は、令和5年度の政務活動費で支出すべきものであり、返還を求める必要がある。

- (8) 神武綾議員(違反支出額27,010円)(事実証明書2、事実証明書11)
資料購入費(違反支出額27,010円)

政務活動費使途基準では、新聞代を資料購入費とすることができますのは、2社以上の新聞を購入する場合に1社だけである。神武綾議員は、新聞1社の領収書しか添付しておらず2社以上の購入が確認できない。よって、資料購入費とすることはできない。

また、書籍代の領収書で1件、情報公開請求コピー代の領収書で2件のあわせて3件の宛名が「神武」の名字だけの領収書が存在した。「神武綾」の支出であることが確認できない。よって、政務活動費としての支出はできない。

4 請求人の提出証拠(事実証明書)

事実証明書1 太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例

事実証明書2 政務活動費の使途基準について

事実証明書3 太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定に違反して支出された政務活動費

事実証明書4 政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)会派名 公明党

事実証明書5 政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)会派名 宰光

事実証明書6 政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)会派名 新風

事実証明書7 政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)会派名 令和宰光

事実証明書8 政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)会派名 太宰府市民の声

事実証明書9 政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)会派名 未来のまち

事実証明書10 政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)議員氏名 笠利 育

事実証明書11 政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)議員氏名 神武 綾

事実証明書を補強する資料1 令和元年6月12日付政務活動費收支報告書 様式第6号(第6条関係)議員氏名 木村彰人

事実証明書を補強する資料2 領収書の書き方(インターネットにより抽出)

5 監査執行上の除斥

森田正嗣委員を自己、自己の所属する会派及び同会派の議員に関する請求も含まれることから、本件請求の監査について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下、「法」という。)第199条の2の規定により除斥した。

6 請求書の受理

本件請求は、令和5年12月22日に提出され、法第242条第1項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたが、請求書記載に一部に誤りがあったため、補正を求め、令和5年12月25日に請求人により誤りを修正した請求書の提出を受けたため、同日付で受理することとした。

(1) 形式的要件

ア 監査請求書に措置請求の要旨が記載され、請求人自ら署名した書面によってなされたものであること

イ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

(2) 実質的要件

ア 請求人が太宰府市の住民であること

イ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること

ウ 監査請求の対象とした行為が違法若しくは不当な行為であり又は公金の徴収を怠る事実があること

エ 監査請求の対象とした公金の徴収を怠る事実によって太宰府市に損害発生の可能性があること

オ 監査請求において具体的な公金の徴収を怠る事実を是正するために必要な措置を掲げていること

カ 本件請求は、政務活動費精算後の返還の終了日から1年を経過するまでになされたものであること

7 請求人による陳述及び資料の提出

法第242条第7項に規定に基づき、令和6年1月12日に追加証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述については本件請求内容を補足するものであった。事実証明書を補強する資料1、2が追加提出され次のような陳述がなされた。

政務活動収支報告書において、かつては事実証明書を補強する資料1のように新聞購読に関して2社分の領収書が添付されており、そのうちの1社分が交付されていた。現在においては、1社分の領収書しか添付されていないため、2社分の購読がされているのか確認できない。2社分の領収書を添付しないことには、1社分が対象になるのということが確認できないため、政務活動費としての支出はできない。

また、事実証明書を補強する資料2により、領収書には「領収書」という表示、「あて名」、「日付」、「金額」、内容を示す「但し書き」が必要である。また市民の税金を使って政務活動費を支出していることからも、厳密な処理をするべきである。

第2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和2年監委告示第1号)に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 会派及び会派に所属しない議員(以下、「会派等」という。)から提出された令和4年度政務活動費に関する収支報告書及び添付されたその根拠資料について
- (2) 政務活動費の使途基準(以下、「使途基準」という。)について
- (3) 太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例(以下、「条例」という。)第6条及び第9条に適合しているか否かについて

2 監査対象部局 総務部総務課

3 監査の着眼点

職員措置請求記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

- (1) 職員措置請求内容にある会派等の令和4年度政務活動費については、条例第6条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲にあるのか。
- (2) 職員措置請求内容にある会派等の令和4年度政務活動費について、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(以下、「規則」という。)第6条に基づき提出された政務活動費収支報告書及び規則第8条に基づきその根拠資料として提出された領収書等が妥当かどうか。
- (3) 職員措置請求内容にある会派等の令和4年度政務活動費については、使途基準に照らし妥当なものかどうか。

4 監査の内容

- (1) 市長(総務課)が政務活動費の交付額を決定していたことや収支報告書等の提出を受けていたため、令和6年1月18日及び1月29日に総務課の職員から事情聴取を行った。

なお、議会事務局議事課は議会の定めた基準(上記使途基準)による審査を行っているため、法第199条第8項の規定に基づく関係人として令和6年1月18日及び1月29日に議事課の職員及び令和6年2月6日に議長から、それぞれ聞き取りを行った。

- (2) 実施場所

太宰府市監査委員事務局
太宰府市議会 議長室

第3 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

- (1) 事実関係の確認

ア 政務活動費にかかる事務処理について

(ア) 規則第3条に基づいて、市長は政務活動費の額を決定し会派等へ議長

を経て通知している。

- (イ) 議事課は、規則第6条に基づいて、会派等により作成された収支報告書を使途基準に照らし審査している。審査終了後、議長決裁のうえ市長(総務課)に提出している。
※現行の使途基準については、議会の申し合わせにおいて、平成30年12月1日から適用されたものである。
- (ウ) 総務課は、議事課の審査結果を踏まえて収支報告書を審査のうえ、政務活動費の支出額を回覧決裁により承認していた。
- (エ) 会派等は、上記収支報告書により生じた残余の額を条例第9条第2項に基づき市長に返還していた。
以上のことと踏まえ、監査対象部局の監査及び法第199条第8項に基づき関係人への事情聴取を行った結果、次の事実が確認された。

イ 総務部総務課への事情聴取

- 会派等から提出された令和4年度政務活動費に関する支出が、条例第6条及び第9条に適合しているか否かについて
- (ア) 総務課に規則第6条及び第8条に基づき収支報告書及び収支明細書が提出されていたが、領収書等は添付されていなかった。
- (イ) 総務課においては、提出された収支報告書を回覧の形式にて、市長まで回覧されたことにより、収支報告書が適正なものと判断していた。
- (ウ) 使途基準は議会の自主的な規制のため、議会内で決定されていたものである。

ウ 関係人からの聞き取り(議事課)

- 会派等から提出された令和4年度政務活動費に関する収支報告書及び添付されたその根拠資料について、使途基準に基づいて審査を行っている。なお、請求人が主張している事項について、以下のとおり説明があった。
- (ア) 会派等から提出された請求明細のない領収書及び振込依頼書については、金額の明細を示す資料を議事課において保管している。
- (イ) 新聞購読の政務活動費に関して、2社以上の新聞購読を確認するための領収書については、議事課において保管している。
- (ウ) 会派等から提出された記名のない領収書については、議事課において収支報告書の提出にあわせて経理責任者に口頭により確認を行っていた。
- (エ) 市議会の自主的な規制のなかでは、円未満の端数が生じた場合についての処理方法は決まっていなかった。

なお、今回の支出については、インク代として2回の購入及び支払いをしており、2回の合計に対して基準を乗じた額の請求を行っており、基準内の支出になっていた。

- (オ) 「自治体議員政策情報センター虹とみどり」の会費は、1月から12月を一会計年度とされ年会費として1年分を請求されるため、支出義務が発生した年

度で計上することは認められると考える。

- (カ) 週刊誌の購読については、趣味的、娯楽的因素が強いものは除外すべきであるが、専門的な研究等に関するものまでは除外されないと考える。
- (キ) 議事課は、会派等から提出された収支報告書、領収書及び条例、規則、使途基準もホームページに掲載している。

エ 関係人からの聞き取り(議長)

「政務活動費の使途基準」については、条例第 6 条の範囲内で本市議会において申し合わせ事項として取りまとめられている。

したがって、当該使途基準については、議員が自らの責任においてその執行を管理するとともに、市民に対する説明責任を果たす趣旨に基づき定められたものである。

本件監査請求で求められている個別の事項については、議事課の説明のとおりである。

(2) 監査委員の判断

以上の認定した事実に基づき、下記のとおり判断する。

ア 政務活動費の使途制限適合性

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、法第100条第14項に基づき条例で定めている。

あわせて議員間においてその使途基準の詳細等の申し合わせを行い、本件にある「政務活動費の使途基準」が申し合わせ事項として取りまとめられている。

なお、現在の政務活動費にあたる政務調査費に関する判例としては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについて議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、政務調査費の執行について「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

議会の独立性や会派等の自主性、自律性を尊重している現行法の趣旨や上記判例に照らすと、政務活動費の使途に対する執行機関、監査の審査については抑制的に行わなければならぬと解される。

したがって、政務活動費の支出が明らかに使途制限違反と認められるか否かを審査し、使途制限違反と明らかに認められた場合のみ、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することとした。

イ 本件の審査

関係人(議事課及び議長)が行った審査について検討するに、議会が自主的に申し合わせた使途基準に基づき審査しているが、当該使途基準は、条例第6条に明らかに反するものでない。

また、各個別の事実判断を行い使途基準に適合しているものと判断しているが、その基準の運用についても明らかに条例第6条に違反しているとは認められない。

次に、総務課が行った審査について検討するに、総務課は上記関係人(議事課及び議長)が審査した収支報告書等に基づき、明らかな条例第6条違反があるか否か審査した。その後、回覧決裁を行っているが、特に異見を関係人に通知していないことから、その収支報告書等に明らかな条例第6条違反がないものと判断していると考える。

その判断は先に述べたとおり、議会の独立性や会派等の自主性、自律性を尊重している現行法の趣旨に照らすと、政務活動費の使途に対する執行機関の審査については抑制的に行わなければならないと解されることから妥当であると考える。

ウ 結論

本件請求人の政務活動費の返還を求める主張については、明らかな条例第6条違反が認められることから、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実があるとは言えず、また太宰府市に損害を与えていたとは言えないので、請求人の主張は認められない。

よって、本件請求には理由がないものと認め、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

3 意見

使途基準が規則第9条による「政務活動費の運用に関して必要な事項」として定められたものであると誤解されるような掲載がなされていたことから、政務活動費に関する事項については、使途基準の位置付けを明確にすることが望ましい。

※関係法令等

本件請求に係る関係法令は、次のとおりである。

1 太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費を充てができる経費は、会派にあっては別表第1、会派に所属しない議員にあっては別表第2に掲げる項目ごとにその右欄に掲げる内容のとおりとする。

別表第1(第6条関係)

政務活動費を充てができる経費の範囲

項目	内容
1 研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために要する経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するためには要する経費
2 調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
3 資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
4 資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5 広報費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするためには要する経費
6 広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費
7 要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
8 その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

別表第2(第6条関係)

政務活動費を充てができる経費の範囲

項目	内容
1 研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために要する経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
2 調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
3 資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
4 資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要

	する経費
5 要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
6 その他の経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費

(政務活動費の返還)

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は会派に所属しない議員が第6条の規定に違反したときは、政務活動費の一部又は全部の返還を命ずることができる。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は会派に所属しない議員は、当該年度において交付を受けた総額から市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるとき、当該残余の政務活動費を市長に返還しなければならない。

2 太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定に基づく交付申請を受理したときは、政務活動費の額を決定し、政務活動費交付額決定通知書(様式第4号)を議長を経て会派の代表者又は会派に所属しない議員に通知するものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 会派の代表者又は会派に所属しない議員は、政務活動費収支報告書(様式第6号。以下「収支報告書」という。)を作成し、議長を経て市長に提出しなければならない。

2~3 略

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 会派の代表者又は会派に所属しない議員は、政務活動費の収支に関する会計帳簿、領収書等の関係書類を整理保管するものとし、収支報告書と併せて議長を経て市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の運用に関して必要な事項は、市

長が別に定める。

3 政務活動費の使途基準について(資料)

注)この基準は、議会において申し合わせ事項として作成されたもの。

政務活動費の使途基準について

事　項	使途基準
1. 研究研修費 2. 調査旅費	<p>【条例別表第1】</p> <p>1. 会派が研究会、研修会を開催するために要する経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費</p> <p>2. 会派の行う調査研究活動のため必要な先進地調査又は現地調査に要する経費</p> <p>【条例別表第2】</p> <p>1. 議員が研究会、研修会を開催するために要する経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費</p> <p>2. 議員が行う調査研究活動のため必要な先進地調査又は現地調査に要する経費</p> <p>・観察地調査等の交通費は公共交通機関の実費とし、タクシーは原則として認めない。ただし、時間の制約や事故によりやむを得ない場合は認める。</p> <p>・宿泊費については職員の例による。ただし、日当については支給しない。また、宿泊パック料金の場合は、宿泊料を除いた金額を交通費(航空運賃等)とみなして計算する。</p>
3. 資料作成費 4. 資料購入費	<p>【条例別表第1】</p> <p>3. 会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費</p> <p>4. 会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</p> <p>【条例別表第2】</p> <p>3. 議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費</p> <p>4. 議員が調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</p> <p>・事務用品・消耗品等は、一人月額5,000円を範囲内とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの消耗品（インク代等）は、購入金額の30%とし、一人年額10,000円を限度とする。 ・日刊新聞の2社以上購読は、1社のみ資料購入費とすることができる。（同社の朝刊・夕刊と契約している場合は、それを1社分とみなす。週刊、月間等の新聞は対象外とする。）
5. 広報費	<p>【条例別表第1】</p> <p>5. 会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派の会報に係る経費は全額認める。
6. 広聴費	<p>【条例別表第1】</p> <p>6. 会派が行う市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派の広聴に係る経費（飲食にかかる費用は除く。）は全額認める。